

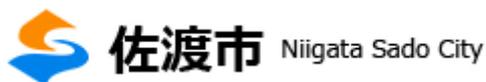
---

# 第4次佐渡市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

（素案）

令和6年3月



社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会

---

(市長・社会福祉協議会長あいさつ文入る)

---

---

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 地域共生社会の実現と地域福祉について
- 3 計画の根拠と位置づけ
- 4 関連諸計画との関係
- 5 計画期間
- 6 計画の策定体制

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 データからみた佐渡市
- 2 主要な市の課題

## 第3章 計画の基本理念と基本方針、施策の体系

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 施策の体系図

## 第4章 計画のめざすところ

- 基本方針1 つながり、支えあう地域づくり  
基本方針2 暮らしを支えるまちづくり  
基本方針3 安心安全で住みやすいまちづくり

## 第5章 計画の推進に向けて

- 1 施策の達成に向けて
- 2 それぞれの役割
- 3 計画の進行管理と評価

## 資料編

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成 23（2011）年 3 月には東日本大震災が発生し、日本全国各地で「地域の絆」の大切さが再認識されました。また、近年は全国のあらゆるところで毎年のように大規模な自然災害が発生し、災害時のみならず平常時からの対応が求められているところです。このような情勢の中、国では平成 25（2013）年に災害対策基本法を改正し、迅速な避難支援を行うための取り組みが進められています。

また、令和 2（2020）年 1 月の国内初感染者の確認以降、新型コロナウイルスの感染拡大は、地域においても福祉活動やイベントが休止、中止を余儀なくされるとともに、その影響は長期間にわたり、人と人とのつながる力やボランティア活動へのモチベーションの低下、活動の担い手やノウハウの喪失により、今まで長年かけて築き上げられてきた「地域の力」や「住民同士の支え合いの力」が大きく損なわれ、再生が困難になることが危惧されます。

近年、当市においても少子高齢化が急速に進行し、高齢者世帯の増加や価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっています。また、これらに関連して、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、障がい者の地域移行、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が徐々に拡大しており、住民同士の支え合いや地域コミュニティの重要性が再認識されています。

このような状況下の中で、「第 4 次佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以降、「本計画」とします。）の策定にあたっては、住民同士の支え合いが継続、発展するよう、より柔軟な方向に変革していく視点を持ちつつ、重層的かつ包括的な事業への移行の検討を開始し、地域とのつながりの強化を目指します。

また、近年 SDGs（持続可能な開発目標：SDGs: Sustainable Development Goals）について言及されることが多くなってきています。

SDGs は、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された 2030 年（令和 12 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

本市においても、SDGs の目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

以上のことから、この計画推進の視点のひとつとして計画の施策において SDGs を念頭に取り組んでいきます。

これまでの取り組みの成果や社会情勢、市民ニーズの変化等を鑑み、新たに「地域共生社会」の実現を目指し、本市における地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取り組みを明らかにしていくものとして、本計画を策定します。

## 2 地域共生社会の実現と地域福祉について

「第3次佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以降、「前期計画」とします。）では、「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」を目指し、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりに取り組んできました。本計画においては、前期計画の成果と課題を明確にした上で、地域のさまざまな団体と連携を深め、地域と市がより一体となり、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、中長期的な視点を加味して、さまざまな取り組みを進めていきます。

また、国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2（2020）年6月に公布され、令和3（2021）年4月1日に施行されました。その中で、ヤングケアラー、8050問題など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの分野を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関する事項として、新たに「重層的支援体制整備事業」等が位置づけられました。本計画の策定にあたっては、こうした社会福祉法の改正を踏まえ、本市らしい包括的な支援体制のあり方などについて検討する必要があります。

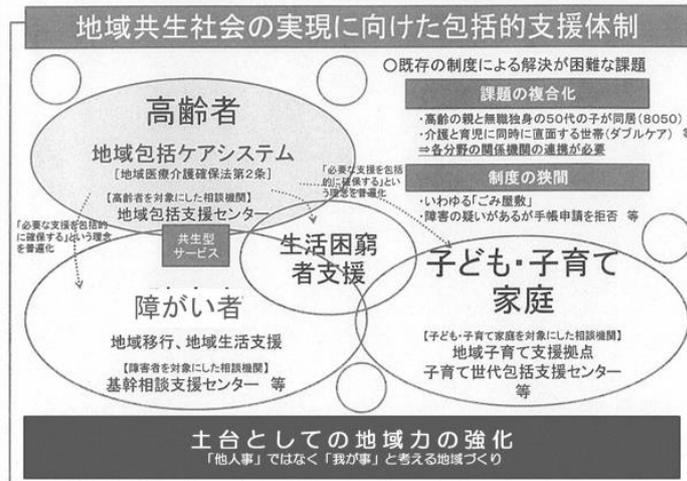
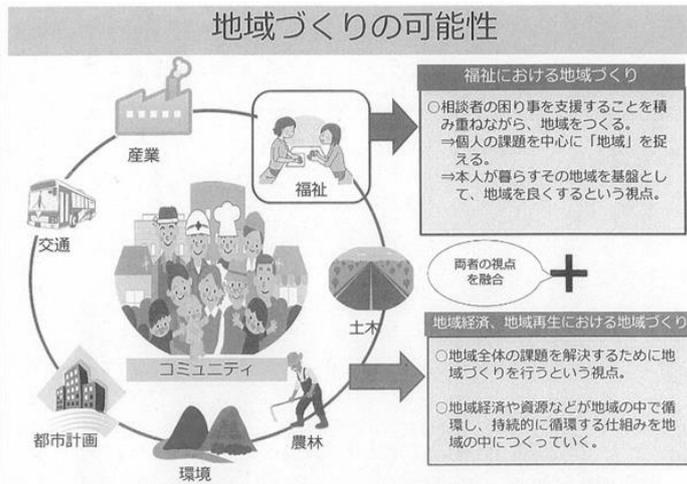
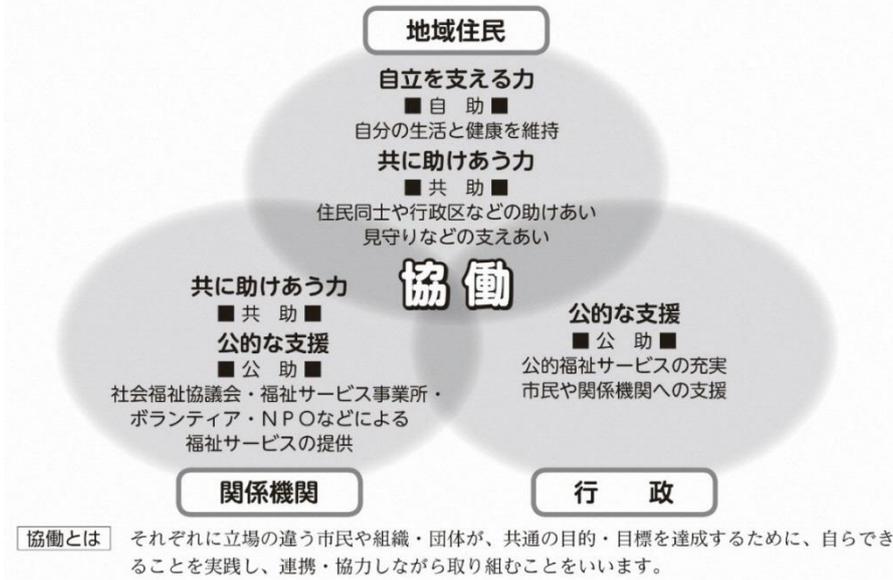
なお、地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。また、地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政、関係機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

すなわち、地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

さまざまな生活課題について、住民一人ひとりの力（自助）、近隣との助け合い（共助・互助）、制度化された相互扶助（共助）、公的な制度による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。本市においては、地域に暮らす住民やご近所、さまざまな団体、市などが調和のとれた施策を展開し、それぞれの適切な役割分担によって、一体的な取り組みを推進します。

(図調整中)

## 地域福祉推進のイメージ



厚生労働省資料より

### 3 計画の根拠と位置づけ

#### (1) 計画の根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本方針を定めるものです。

#### ◆ 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

##### 第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### (2) 計画の位置づけと「地域福祉活動計画」の関係性

本計画は、佐渡市総合計画を上位計画とし、他の保健福祉医療に関する個別・分野別計画における地域福祉の視点や、地域福祉を推進する上での共通の方向性を定める中間的な計画として位置づけるとともに、市民参画や協働に関する領域も併せ持つものです。また、県の「新潟県健康福祉ビジョン」と連携・協力を図ります。

なお、地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」のほか、市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

「地域福祉計画」は地域福祉の推進のため、市町村が行政計画として策定するもので「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として『地域共生社会づくり』を目指すための「理念」と「しくみ」を作る計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものあり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を営業者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

畢竟、地域福祉を進める上での市全体の「理念」や「しくみ」をつくる計画が『地域福祉計画』であり、それを実現、実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が『地域福祉活動計画』です。

本市では、両計画において地域課題を共有し、双方が補強・補完しながら連携した事業を展開していくために、一体的な計画として策定します。

また、地域福祉と一体的な取り組みが求められる成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項）及び再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項）についても、本計画に包含するものとします。

#### 4 関連諸計画との関係

施策の展開は、「佐渡市総合計画」をはじめ、「佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「佐渡市障がい者等計画」「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」他の保健福祉分野における各計画と整合性を図りながら推進していきます。

(関係図調整中)

#### 5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間です。

ただし、社会経済情勢の変化や社会福祉法など関連法の改正に柔軟に対応できるよう、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

(図調整中)

#### 6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、佐渡市地域福祉推進懇談会において、検討・調整を図りました。

(図調整中)

##### (1) 市民アンケート調査

市民の地域福祉に関する意識や生活課題、社会参加などの意向を計画に反映させるため、住民基本台帳から18歳以上の男女2,000人を抽出し、アンケート調査を実施しました。

##### (2) 佐渡市地域福祉推進懇談会

本計画を策定・推進するため、学識経験者、公募による市民、関係団体代表者等の委員で構成する「佐渡市地域福祉推進懇談会」において、前期計画の中間評価及び各年度の評価を行った後、本計画について審議をお願いしました。

##### (3) 佐渡市社会福祉協議会

「地域福祉活動計画」と相互に連携した計画となるよう、協力しながら策定しました。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 データからみた佐渡市

(調整中)

### 2 前期計画の取組状況・評価・課題

前期計画の進行状況を確認するため、佐渡市地域福祉推進懇談会を設置し、令和5(2023)年度に中間評価を行いました。

また、懇談会の中間評価と事業実施担当課の自己評価や意見をもとに今後の課題を整理しました。

(調整中)

- 前期計画基本目標1 思いやりの心を育むまちづくり
- 前期計画基本目標2 支え合い助け合うまちづくり
- 前期計画基本目標3 健やかに安心して暮らせるまちづくり
- 前期計画基本目標4 安全で住みやすいまちづくり

### 3 主要な市の課題

本市は、昭和30年頃から人口減少に転じており、近年では、若者の流出とともに、高齢者の割合が多くなり、国よりも先行して高齢化が進行しています。さらに子育て環境や経済的負担への不安、未婚・晩婚化の進行、核家族化などにより、出生率が低下しています。

よって、人口減少の影響を受け、産業や医療、福祉など各分野において人材が不足し、経済の衰退やサービスの縮小が懸念されます。

一方、地域においては、集落活動の縮小など地域コミュニティの衰退が見られ、特に過疎化が進む地域では生活基盤の維持が困難になるなど予想されます。

高齢化が進行することで、医療や福祉分野のサービス需要は増加し、さらなる社会保障費の増大が懸念されています。また、少子化の影響による同年代との交流機会の減少なども問題となっています。

今後、人材不足や経済的負担、地域コミュニティの衰退、生活基盤の維持管理などの様々な課題を改善し、持続可能なまちづくりを築くためには、地域・行政・関係団体が一体となり、見守り、支えあえる共生社会の実現を進める必要があります。

## 第3章 計画の基本理念と基本方針、施策の体系

### 1 基本理念

#### 健やかで思いやりのあふれる持続可能なまちづくり

前期計画で掲げた基本理念や目標を踏襲し、「佐渡市総合計画」の基本理念である『歴史と文化が薫り 人と自然が共生できる持続可能な島 ～子どもからお年寄りまで 誰もがいきいきと輝ける島～』を基調とし、市民の誰もが住み慣れた地域でいきいきと輝き暮らせるまちづくりを目指します。

### 2 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げます。

#### 基本方針 1

#### つながり、支えあうまちづくり

誰もが住み慣れた地域で「いきいきと生きる」ことができる暮らしの基盤づくりに取り組みます。

地域のなかで誰もが安心して暮らすためには、日常生活における住民の自然な助け合い・支え合いが大きな役割を果たします。近隣の住民同士が日常で顔を合わせコミュニケーションが豊かになることによって「つながり」が生まれ、そのつながりが地域での助け合い、支えあいの基礎となります。

地域福祉の推進には、市民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。地域福祉に対する理解と意識の向上を図り、地域福祉活動の担い手となる人材の育成やボランティア活動を支援するとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。

#### 基本方針 2

#### 暮らしを支えるまちづくり

重層的、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

地域での支えあいを支援するために、地域課題や地域の住民が抱える生活課題について包括的に相談ができ、適切な支援を受けることができる体制整備に取り組みます。

また、地域で支えあう活動を推進するとともに、健康で生きがいをもち健やかに生活できるまちづくりに取り組みます。

#### 基本方針 3

#### 安心安全で住みやすいまちづくり

住み慣れた地域で安全で安心して暮らすことができるような地域づくりに取り組みます。

誰にとっても住みやすいまちづくりは、なんとなく安心感があり、みんなが暮らしやすい環境をつくることです。日頃から地域の助け合いのなかで防災・防犯体制を充実させることで安全で安心に暮らせる地域を目指します。

---

また、生活を支援する環境整備や権利擁護の機能充実を図り、住みやすいまちづくりに取り組めます。

### 3 施策の体系

基本方針ごとに市全体として重点的に取り組んでいく必要があると考える⇒「主要な施策の方向性」を示し、地域福祉の推進に取り組めます。

基本方針である「つながり、支えあうまちづくり」「暮らしを支えるまちづくり」「安全安心で住みやすいまちづくり」を三つの柱として、次頁の本計画の体系図とします。

施策の体系図

